

はしがき

アジア経済研究所では、過去三十年にわたって、アジア、ラテンアメリカの諸国の法制や第三世界をめぐる国際法上の諸問題について調査をつづけてきた。この間、日本の政治・経済・社会の国際化にはめざましいものがあり、それとともに、これらの諸国の法をめぐる諸問題の研究はますます重要性を帯びつつある。

本書は、これまでの研究所の内外での研究成果を踏まえながら、第三世界の法と発展をめぐる諸問題を「開発法学」という視点からとらえ直し、その現状と将来の研究課題を明らかにすることをめざしている。すでに第二世界たる社会主義圏の崩壊が明確となつた今、本書で「第三世界」という語を使用するには若干問題を感じないでもない。しかし「第三世界社会主義」ともいわれるようすに、この語はいまや独自の概念として存在していると考え、あえてそのままこれを用した。

本書は三部からなつてゐる。第一部では、「第三世界地域の法と発展」として、第三世界を、東アジアNIES、アジア社会主義圏、東南アジア、南アジア、中東、アフリカおよびラテンア

メリカの七地域に分け、これらの地域における法体制の現状を紹介し、その発展の方向を検討している。各地域の特性を考え、各章の構成や内容については専門家である執筆者に委ねたため、若干構成上の統一を欠いているが、これにより第三世界の各地域での法体制の概観とその抱える問題を理解していただければと考える。

第Ⅱ部は、第三世界をめぐる問題の中でも最も重要なものである経済開発に関する諸法について、これを特に「経済開発法」としてとらえ直し、その概念を検討するとともに、いわば事例研究として、企業組織、および最近大きくクローズ・アップされつつある環境と法をめぐる政策問題についての問題点を探っている。なお、対象地域については、執筆者の守備範囲の関係からアジアないし ASEAN 諸国に限らざるをえなかつた。

第Ⅲ部は、第Ⅱ部が国内法を中心とするものであるのに対し、第三世界の国際経済と法をめぐるいくつかの問題について検討している。まず、これらの問題の研究方法を明らかにし、その中でも中核的位置を占めている外国投資の法律問題を概括し、国際投資法を構想する。つづいて、これと密接に関係しながら、第三世界をめぐるもう一つの中心であつた資源・一次產品と法をめぐる問題を歴史的に跡づける。最後に、この過程で提唱された「開発の国際法」の概念とその現状を検討し、将来を展望する。

本書は、一九九〇年度に設置された「発展途上国の経済活動の国際化と法」研究会の成果であ

る。この研究会のメンバーは以下のとおりである。

主査・安田信之 アジア経済研究所経済協力調査室

委員 石田暁恵 同 調査企画室

小林昌之 同 動向分析部

作本直行 同 経済協力調査室

櫻井雅夫 慶應義塾大学教授（一九九二年四月より）

針生誠吉 東京都立大学名誉教授

矢谷通朗 アジア経済研究所経済協力調査室

△五十音順▽

なお、日本でも未だ十分に研究が進んでいとはいい難いアフリカと中東に関しては、両地域の法に関する世界的な権威であるロンドン大学政治経済学院（LSE）のJ·P·W·P·マッコウスラン（McAuslan）教授（アフリカ）および同大学東洋アフリカ学院（SOAS）チブリ・マラット（Chibli Mallat）博士（中東）から原稿を頂くことができた。本書では、紙数の制約から大幅に要約せざるをえなかつたが、それをお許し頂いたことも含めて、ここで謝意を表する次第である。

このような第三世界全体の法をめぐる諸問題を総体的に検討したものは、日本語ではこれまで

なかつたと思う。このような冒険を可能ならしめてくれたのは、研究所の内外でこれらの研究業績を地道に蓄積してこられた諸先輩のおかげである。また、法をより広く社会的脈絡でとらえるという本書の視点がなんらかの成功を納めているとすれば、それは、ヒアリングさせて頂いた方々はもとより、研究所の内外に集う地域研究者や開発研究者との有形・無形の討論の結果である。研究会メンバーの方々とともに、ここで改めて感謝したい。

一九九一年八月

編 者